平成２１年（フ）第１２８号
兵庫県美方郡香美町香住区一日市546－３オーシャンハイツ２Ｆ、住民票上の住所兵庫県美方郡香美町香住区若松43番地
債務者　房安　　謙
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月25日まで　神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２１年（フ）第１２９号
兵庫県朝来市和田山町枚田岡717番地２
債務者　岡田　敬一
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月25日まで　神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２１年（フ）第９３号
大分県中津市耶馬溪町大字宮園12番地
債務者　山口　廣子
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月25日まで　大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２１年（フ）第１００号
大分県宇佐市大字上高家333番地の１
債務者　梶原　秀和
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月25日まで　大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２１年（フ）第１２４号
大分県宇佐市院内町大副666番地
債務者　小野寺　修
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月25日まで　大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２１年（フ）第４０１号
宮崎市高洲町302番地４　リバーサイド高洲202号
債務者　崎岡　　茂
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月25日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第４６４号
宮崎市大字本郷南方4023番地　県営住宅１棟７号
債務者　平田　文江
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月25日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第２２４号
宮城県石巻市湊字根上り松10番地１
債務者　柴田　尚子
1　決定年月日時　平成21年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで　仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２１年（フ）第２２７号
宮城県石巻市丸井戸２丁目２番40号
債務者　我妻　正敏
1　決定年月日時　平成21年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで　仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２１年（フ）第２２９号
宮城県石巻市大街道南４丁目15番13号
債務者　角張　裕子（旧姓幸田）
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで　仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２１年（フ）第２３１号
宮城県石巻市南境字後谷５番地
債務者　三浦　妙子
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで　仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２１年（フ）第２３２号
宮城県石巻市鹿妻北１丁目３番３－２号
債務者　及川　隆一
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで　仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２１年（フ）第３００号
福島県郡山市桑野１丁目21番11号　サーパス開成山公園601号
債務者　山田　利廣
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで　福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第３２９号
福島県郡山市安積町南長久保１丁目318番地の６
債務者　船木　勝雄
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで　福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第３３０号
福島県郡山市安積町南長久保１丁目318番地の６
債務者　船木　長子
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで　福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第３３１号
福島県郡山市小原田３丁目18番７号　アネックス御角308号
債務者　ガン　ブンタラ　ステンリー
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで　福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第３４１号
福島県郡山市大槻町字小割林４番地の30
債務者　桑原　京子
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで　福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第３４６号
福島県郡山市田村町谷田川字北曲渕12番地
債務者　石井　友喜
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで　福島地方裁判所郡山支部破産係